

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和7年11月13日
経済産業省
中小企業庁
小規模企業振興課

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関して、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和7年10月8日（水）～令和7年11月6日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 御意見総数

5件

※ なお、意見募集時の案について、本省令の改正に先だって別途「経営発達支援計画」における経営指導員の要件の確認主体等について、「経済産業大臣」を「経済産業大臣又は経済産業局長」とする旨の改正を行う予定（行政手続法第39条第4項第8号の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものに該当することから、同項の規定に基づき、意見公募手続は行わない）であり、今回の改正案ではその内容を前提としたものとしていたところ、本省令の改正と合わせて当該内容の改正をまとめて行うこととなりました。また、このほか、一部技術的な修正を行った上で本省令を制定する予定です。

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集結果の概要

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、誤字等は修正しております。

No.	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>人事異動に伴う法定経営指導員の変更手続きの柔軟化について 弊会を含む商工会では、人事等を連合会に一元化しており、例年定期的な人事異動が発生している。現行の手続きでは、人事異動のあった各商工会に対して変更手続きを促しているが、それぞれの意思決定書類等(総会議事録等)の整備状況の差異により、申請時期にバラツキが生じている。よって、連合会において、一括して県下商工会の法定経営指導員の変更手続きを可能とするか、もしくは、当該変更手続きにおいては総会議事録等に代えて人事異動を証明する書類等の提出をもって意思決定に代えることができるなど、手続きの柔軟化を希望する。</p>	<p>本省令上、支援計画の変更においては、当該変更が行われたことについて、組織としてしるべき意思決定がなされたことの証明として、総会等の議事録の添付が必要であることを意図した規定としております。そのため、御提示のように、総会の議事録を人事異動を証明する書類の提出で代えることはできませんが、今回の規定の改正により、議事録に限らず、議決を経たことを証する書類の添付で可成りとし、手続の柔軟化を図っております。</p> <p>なお、御提示のうち、都道府県商工会連合会における、県下商工会の法定経営指導員の変更手続きの支援の点については、あくまで法定経営指導員に係る手続きの申請主体は各商工会であるものの、当該手続を行うGビズのシステム上、各商工会が担当者として都道府県商工会連合会の職員を追加いただき、当該職員が当該商工会の事務手続をサポートいただくことは妨げられておりません。具体的な操作方法について御不明な点がございましたらGビズに係る相談窓口 (https://form.gbiz.go.jp/) までお問合せください。</p>
2	<p>1. 広域連携の推進について 【現状と期待】広域連携は、地域全体の魅力向上や事業者間の新たな連携を創出する上で大きな可能性を秘めており、その方向性は賛同いたします。</p> <p>【運営上の懸念】一方で、連携事業の推進にあたっては、参加する商工会や職員の間で、事業に対する熱意や関与の度合いに差が生じます。結果として、特定の意欲的な職員に業務負担が集中し、その尽力が必ずしも組織内で正当に評価されないという課題が見受けられます。こうした状況は、職員の士気を低下させ、持続的な連携体制の構築を困難にする一因となり得ます。</p> <p>【提案・要望】広域連携を円滑かつ継続的に推進するため、以下の制度設計をご検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>上位組織による公平な評価制度の導入推奨 連携事業への貢献度を評価する際、個々の商工会内の評価だけでなく、都道府県連合会などの中立的な上位組織が関与する評価の仕組みを設けることを推奨していただけないでしょうか。貢献が処遇に適切に反映されることで、職員は安心して連携事業に注力できると考えます。</p> <p>2. 広域経営指導員の配置について 【期待と現実的な懸念】高度な専門知識を持つ指導員の配置は、現場職員の支援能力向上に繋がり、大変心強いものと期待しております。しかし、専門知識、人格、コミュニケーション能力のすべてを高いレベルで兼ね備えた人材を一人の個人に求めることは、極めて困難であると危惧いたします。</p> <p>【提案・要望】制度を現実的に機能させるため、個人の資質のみに依存しない、以下の仕組みをご検討ください。</p> <p>チームによる支援体制の構築 一人の指導員にすべての役割を担わせるのではなく、それぞれの得意分野(例:IT、財務、マーケティング等)を持つ複数の専門家によるチームを編成し、地域をサポートする体制をご検討いただけないでしょうか。これにより、より多角的で質の高い支援が可能になると考えます。</p> <p>人物重視の選定プロセスの導入 チームの一員となる専門家を選定する際には、資格や経歴だけでなく、事業者や現場の職員と円滑な信頼関係を築けるコミュニケーション能力や人格を多角的に評価するプロセスが不可欠です。</p> <p>3. デジタル化(DX)の推進について 【現場の実情】国が推進するDX化の重要性は理解しつつも、多くの小規模事業者のITスキルは、国が想定されているレベルには達していないのが実情です。結果として、商工会職員が事業者へのPCやスマートフォンの操作指導に多くの時間を割かざるを得ず、本来の経営支援業務が圧迫される事態が生じています。</p> <p>【提案・要望】DX推進を持続可能な形で進めるため、以下の点についてご配慮をお願いいたします。</p> <p>即時性のあるIT支援体制の構築 事業者のITリテラシー向上支援を商工会の役割に含めるのであれば、その業務負担に見合った人員体制や予算措置が不可欠です。また、「専門家の派遣」では、事業者が日々直面する細かな疑問に即時性をもって対応できません。IT専門の相談員を配置するか、あるいは連合会等が主体となって専用のITサポートデスク(電話・オンライン)を設置するなど、経営支援とITスキル指導の役割を明確に分離し、かつ必要な時にすぐ利用できる支援体制を構築することが有効です。</p> <p>4. 事務手続きの簡素化と商工会の業務範囲について 【現状の課題】今回の書類削減は、現場の負担軽減に繋がるものであり、大変ありがたく感じております。しかし、より本質的な課題として、商工会の業務が多岐にわたり、職員が本来の経営支援に注力しきれない状況がございます。</p> <p>特に、事業者の経理記帳や税務申告のサポートは、事業者の自立的な経営を促す上で重要ですが、その負担は非常に大きく、職員の善意と努力に依存している側面がございます。</p> <p>【提案・要望】職員が専門性を活かし、より質の高い経営支援に注力できる環境を整備するため、以下のご検討をお願い申し上げます。</p> <p>商工会の「本来業務」の明確化と周知「これまでやってもらえた」という事業者の期待の中で、現場の負担は増え続けています。国として、商工会が担うべき中核業務(本来業務)の範囲を改めて明確に定義し、事業者側にも広く周知を図っていただくことで、我々はより本質的な経営支援に集中できると考えております。</p>	<p>1. 御提示の点について、商工会に係る関係団体に現状を聴取したところ、商工会の人事が都道府県商工会連合会に一元化されていることから、商工会の職員の人事評価を都道府県商工会連合会が行っている例が多くなっている状況であることを確認しておりますが、御要望の点については当該関係団体に共有させていただきます。</p> <p>2. 御提示の点について、別途、改正を予定している小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針案(以下「基本指針案」といいます)において、「地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会、関係する複数の地方公共団体や支援機関と連携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること」と規定しており、1人の広域経営指導員のみ活動に限らず、関係機関が連携する体制の構築を行うことを促すこととしております。</p> <p>なお、「小規模事業者対策推進等事業」において、小規模事業者の課題解決を図る際に商工会等が活用する専門家の派遣を行っているため、広域的な支援体制の構築にあたっては当該事業を活用いただくことも可能です。</p> <p>3. 御要望の点については、商工会に係る関係団体に共有させていただきます。商工会におけるデジタル化を推進できるよう努めてまいります。</p> <p>4. について、基本指針案において、商工会が小規模事業者に対して行う経営改善指導として、「まずは小規模事業者自身が金融、会計、税務等に関する基礎的な知識を有するとともに、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態となるよう支援すること」と規定しており、小規模事業者の会計・税務等の基礎的知識の定着に係る支援を行うことは重要であると認識しております。他方で、御提示のように、商工会の経営指導員等の業務は質・量ともに増加している状況であるため、基本指針案において、地域の実情に応じた広域的な支援体制の構築や広域経営指導員の設置を行うことを規定し、各商工会における業務効率化をサポートしつつ、支援の質の向上につなげることとしたいと思っております。</p>

<p>・該当箇所 (広域的な支援体制の構築) ○2ページ 8列目 事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件 6ページ 9列目 経営発達支援計画に係る経営指導員の要件 等 (事務負担の軽減) ○5ページ 4列目 ー 事業継続力強化支援計画の～省略することができる。) 10ページ 8列目 ー 経営発達支援計画の～省略することができる。) 11ページ 3列目 ー 当該変更について～証する書類</p> <p>・意見内容 小規模企業振興基本計画(第三期)を踏まえ、商工会議所がかねてより要望してきた、地域の実情に即した広域的な支援体制の構築、事務負担の軽減について、改正が行われることに感謝申し上げます。以下のとおり意見申し上げます。</p> <p>(広域的な支援体制の構築) 2ページ 8列目 事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件 6ページ 9列目 経営発達支援計画に係る経営指導員の要件 等 広域的な支援体制の構築については、経営指導員のマンパワー不足を補うために大変有効。これを実効性を伴うものにするためには、広域経営指導員を既存の経営指導員とは別枠として設置し、経営指導員の実数を増やすことが必要である。政府におかれては、広域経営指導員の実数を増やすための予算措置および広域経営指導員が活動するに際して、事務・管理を担うものの予算措置を図られたい。 加えて、広域的な支援体制の構築にあたっては、地理的な課題などがあり、地域の実情を踏まえた体制構築が必要。連合会組織への設置のみならず、様々な形で体制構築ができるような措置を図られたい。</p> <p>(事務負担の軽減) 5ページ 4列目 ー 事業継続力強化支援計画の～省略することができる。) 10ページ 8列目 ー 経営発達支援計画の～省略することができる。) 事務負担の軽減については、より実効性を伴うものになるよう、人事異動による法定経営指導員の変更など実務上頻繁に起こりえる変更が軽微な変更の対象となるよう図られたい。</p> <p>5ページ 10列目 ー 当該変更について～証する書類 11ページ 3列目 ー 当該変更について～証する書類 計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更においては、第8条2項2号の書類も1号と同様に添付を省略できるか、あるいは事務方トップの決裁で代替可能となるよう図られたい。</p> <p>・理由 (広域的な支援体制の構築) 小規模企業振興基本計画(第三期) (12ページ) (4)支援体制の整備その他必要な措置 ー支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化ー 商工会・商工会議所における支援体制を強化するため、①経営指導員等の person 費、商工会館の施設整備費等の事業費の確保、②デジタルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、③広域的な支援体制の構築、④多様な支援機関(中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、都道府県等中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、金融機関等)同士の連携、⑤早期相談・早期支援体制の構築を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。</p> <p>(24ページ) (重点施策13)支援機関の体制・連携強化 ・複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した認定経営発達支援計画及び認定事業継続力強化支援計画に基づいて実施する、広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための取組への支援を講じる。</p> <p>(事務負担の軽減) ・手続の簡素化で支援者側の事務負担が軽減されることにより、状況変化にあわせた小規模事業者支援が迅速・不断に実行できる</p> <p>小規模企業振興基本計画(第三期) (12ページ) (4)支援体制の整備その他必要な措置 ・小規模事業者の負担を少しでも軽減する観点から、申請書類・手続の簡素化・合理化について不断の見直しを図る。</p>	<p>(広域的な支援体制の構築)の御意見について、小規模企業振興基本計画(第三期)において、支援機関である商工会及び商工会議所の体制強化として、国においては必要な地方交付税措置を講じること、都道府県においては経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進め、人件費の支援を講じることが求められているところです。この方針に基づき、御指摘の点を含めた措置を講じることができるよう努めてまいります。</p> <p>また、本省令においては、広域経営指導員は、連合会組織のみならず、商工会又は商工会議所の単会にも設置が可能です。地域の実情に応じて、様々な形で支援体制の構築につなげていただければ、引き続き本改正を含む制度周知に努めてまいります。</p> <p>(事務負担の軽減)の御意見について、本省令上、支援計画の変更においては、当該変更が行われたことについて、組織としてしかるべき意思決定がなされたことの証明として、総会等の議事録の添付が必要であることを意図した規定としております。そのため、御提示のように、書類の添付の省略はできませんが、今回の規定の改正により、議事録に限らず、議決を経たことを証する書類の添付で可成りし、手続の柔軟化を図っております。</p>
<p>・意見内容 広域経営指導員設置や計画変更手続きにおける見直しについては、問題ないと思われます。</p> <p>・理由 計画変更手続きについては簡便化の要望が高い内容でもあったため、今回の見直しにつきましては、非常にありがたいものです。</p>	<p>御意見いただきありがとうございました。</p>
<p>1. 第2条及び第7条において規定される広域経営指導員の要件は厳格であり、県内各地に広く職員設置が必要な商工会の事情を踏まえると、一部地区においては当該要件を満たす職員を配置できない事態も想定される。また、本趣旨に沿った実効性の高い支援を行うためには、高度な能力を有する職員の配置が不可欠であることから、職員配置に係る十分な予算措置についても併せて講じられたい。</p>	<p>頂いた御意見について、今回新たに創設する広域経営指導員は、従来の経営指導員の上位の職位となる者で、二以上の商工会又は商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業における情報の提供及び助言、他の経営指導員への指導等といった役割を担うことから、それに見合う経営指導員よりも高い能力(中小企業診断士の資格保有)や十分な実務経験を持つことを要件として本省令において規定したものです。また、広域経営指導員の手当等については、経営指導員の評価、育成(OJT)等の役割を担うことから、これに見合う給与や手当の支給に係る経費について、普通交付税措置が講じられているところで</p>